

旅 費 規 程

第1条 この規程は特定非営利活動法人あかね(以下、「本法人」という。)の活動として役員等が、行動する場合の旅費支給について定める。

この規定に定めがない事項については、代表理事が別に定め、または、代表理事がその都度決定する。

第2条 旅費の区分は旅費日当、交通費、運賃とする。

第3条 役職員の自宅の最寄り駅と用務地の最寄り駅間又は、用務地の最寄り駅と次の用務地の最寄り駅間までの運賃を次の第5条に定めた範囲で支給する。

第4条 役職員の自宅と用務地間又は、用務地と用務地間の移動距離を(1 km未満の端数が生じたときは切り上げる)キロメートルあたりを次の第5条に定めた範囲で支給する。

第5条 本法人の用務のために要する交通費を次に定めて支給する。

区分	旅費日当 (一日あたり)	交通費	運賃
旅費の額	3,000 円	20 円/km を乗じた額とする	公共交通機関の運賃 (グリーン車除く)

第6条 旅費日当・交通費・運賃の支給を受けようとする者は、速やかに必要書類を総務部に提出または所定のフォームへの入力を行わなければならない。

第7条 旅費日当・交通費・運賃はその都度通貨もしくは、月末締め翌月 15 日指定口座に振込にて支給する。

第8条 この規程は理事会の承認を経て変更することができる。

附 則

この規程は、令和 2 年 10 月 17 日から施行する。

(ただし、令和 2 年 4 月 1 日に遡り施行する)

令和 4 年 5 月 28 日、一部変更。(令和 4 年度第 1 回理事会)